

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による

## 介護保険料の納付が困難な方に徴収猶予・減免制度があります

名張市の第1号被保険者（65歳以上）で新型コロナウイルス感染症の影響等により介護保険料の納付が困難な方には、名張市役所（介護・高齢支援室）に申請することで、分割納付のほか徴収猶予または減免措置がありますので、ご相談ください。

### 徴収猶予

**要件①** 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡し、またはその方が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その方の収入が著しく減少した。

**要件②** 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した。

⇒上記要件①②のいずれの場合も、納付できないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予できます。

### 減免

**要件③** 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または第1号被保険者が重篤な傷病を負った。 ⇒ **全額を免除**

**要件④** 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる。

⇒ **減少が見込まれる事業収入等により減額**

※上記要件③④の対象となる保険料は、令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限のある令和2年度及び令和3年度分で、減免の申請期限は令和4年3月31日です。期限を過ぎると申請を受付できなくなりますのでご注意ください。

\*申請の手続き、必要となる書類、お問い合わせ先は、裏面をご参照ください。

## 申請の手続き

名張市役所窓口（介護・高齢支援室）にてご相談

証明書類※を添付して

介護保険料徴収猶予・減免申請書を窓口へ提出

審査を経て決定・却下通知書を送付

（申請に偽りその他不正の行為が発覚したときは決定を取り消します）

※徴収猶予・減免を受けようとする理由を証明する書類は、下記をご参照ください。  
※減免が決定した後、申請理由が消滅したときは直ちにその旨を申告してください。

## 申請に必要なとなる書類

区 分	徴 収 猶 予	減 免
申 請 書	介護保険料徴収猶予申請書	介護保険料減免申請書
添付する 証明書類の例 (写し可)	《死亡または傷病の場合》 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 医師による死亡診断書や診断書</li><li>・ 保健所等から交付される措置入院の勧告書</li><li>・ 入院証明書</li><li>・ 治療費、入院費等の領収書、支払証明書</li><li>・ 傷病手当金通知書</li></ul> 《事業収入等の減額の場合》 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 源泉徴収票</li><li>・ 確定申告書</li><li>・ 年収見込証明書、給与支払証明書、給与支給明細書</li><li>・ 離職票</li><li>・ 雇用保険受給資格者証</li></ul>	

\*詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

〒518-0492 名張市鴻之台 1 番町 1 番地  
名張市 福祉子ども部 介護・高齢支援室（名張市役所 1 階⑤番窓口）  
電話番号：0595-63-7599（直通）